

令和 3 年 月 日

（名称）猪名川町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
猪名川町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
猪名川町は兵庫県の南東部、大阪府と兵庫県の府県境に位置する人口約30,000人の小さな町であり、総面積90.33km²の約8割を森林が占める自然豊かな町である。町外へのアクセスは能勢電鉄(株)が運行する鉄道や平成30年に開通した新名神高速道路での移動手段があり、比較的便利な立地となっている。一方で、南北に18kmと長い町域を有することが特徴の本町では、南北を結ぶ幹線道路を阪急バス(株)の路線バスが運行しているが、少子高齢化に伴う利用者の減少やバスの運転士不足により、安定的な路線の維持が難しく、減便が繰り返されている現状である。 阿古谷・松尾台地区においても路線の維持が難しいとバス事業者から協議の申し入れのあった地区である。そのため、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段を確保するための一つの方策として、町内交通事業者と協議の上、デマンド交通チョイソコいながわの実証実験を開始し、当該エリアの持続可能な移動手段の確保維持を模索しているところである。 実証実験にてデマンド交通という予約の必要な乗り物への受容性、料金の妥当性など検証を行い、令和4年4月からは道路運送法第4条に基づく本格運行を行う予定であり、地域公共交通確保維持事業により、当該エリアの移動手段を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
チョイソコいながわの収支率を30%とする。 チョイソコいながわ（松尾台・阿古谷地区）の利用者数を年9,000人以上とする。
(2) 事業の効果
チョイソコいながわにより、阿古谷・松尾台地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者だけでなくその地区にお住いのすべての住民へ外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・チョイソコいながわの運営事業者とともに、チョイソコいながわの周知啓発のためのイベント等を開催する。 ・地域公共交通会議において公共交通の現状をお知らせする広報誌を作成、全戸配布する（令和3年度 2回） ・運営事業者により、チョイソコいながわにかかるスポンサーを獲得し、地域で支える交通を目指す。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
日の丸ハイヤー（株）は、チョイソコいながわの運行について、事業主体であるネットヨタ神戸（株）より運行業務を委託している。 令和 3 年度は、運行経費を月額 1 3 0 万円で請け負っており、運賃収入を月額から差し引いた額が、運行欠損額として事業主体のネットヨタ神戸（株）から委託料が支払われる。 猪名川町は、チョイソコいながわの事業主体であるネットヨタ神戸（株）に対し、運賃収入及びスポンサー収入を運営・運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。（現状） 国庫補助金が日の丸ハイヤーに充当される際には、上記運行欠損額に国庫補助金を充て、残りの運行欠損額についてネットヨタ神戸（株）が委託料として支払い、町はその残りの運行欠損額等を負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
日の丸ハイヤー（株）
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和2年9月18日（令和2年度第1回）公共交通に関する今後の取組、現状と課題、チョイソコいながわの運行状況について報告、意見交換 ・令和3年2月19日（令和2年度第2回）チョイソコいながわ有償実証実験について協議 ・令和3年5月11日（令和3年度第1回書面）要綱の改定、協議会予算案について協議 ・令和3年8月10日（令和3年度第2回書面）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画について協議	
21. 利用者等の意見の反映状況	
実証実験開始後、電話や窓口にて、高齢者など足の不自由な方から、車両へのステップの取付について要望があり、事業者と中山間部を走る車両へのステップの取付が可能かどうか検証を行い、車両にステップを取り付け、高齢者や身体障がい者にさらに乗り降りしやすい車両に改善した。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課（オブザーバー）
関係市区町村	猪名川町
交通事業者・交通施設管理者等	阪急バス 能勢電鉄 日の丸ハイヤー 兵庫県バス協会 川西警察署 ネットヨタ神戸（オブザーバー）
地方運輸局	兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	近畿大学准教授、住民代表、阪急バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 1 1 - 1

(所 属) まちづくり部都市政策課

(氏 名) 西川 直幸

(電 話) 072-766-8704

(e-mail) kotsu@town.inagawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。